

[山口労働局登録第2号]一般建築物石綿含有建材調査者講習

### 建築物石綿含有建材調査者により、解体や改修工事前の建築物の石綿含有建材調査されていますか？

●建築物の解体、改修工事を開始する際は、事前に石綿の有無についての調査の実施が義務付けられており、令和5年10月1日からは石綿含有建材調査者講習を修了した者により行うことが施行されました。

●当センターでは施行までにご要望に応じてほぼ毎月開催してきましたが、受講資格を取得するために石綿作業主任者技能講習を受講されたい方が続き、その修了者を受け入れるためにも、引き続き当該講習を開催します。

新たに豊富な調査実務経験を有する講師を招聘するなど、充実した内容の講習としてまいります。

回	日 時	会 場	募集定員	受講料・送料代(消費税込み)
12	12月13・14日(水・木) 1日目 8:45~16:00 2日目 8:50~16:50	山口県セミナーパーク 山口市秋穂二島 1062	定員到達 募集締切	全科目受講 35,000円 石綿作業主任者所持 32,000円 テキスト代 5,181円
13	1月19・20日(金・土) 1日目 9:15~16:30 2日目 9:10~16:50	下松市勤労者総合福祉センター 下松市潮音町 2-16-8	定員到達 募集締切	
14	2月6・7日(火・水) 1日目 8:45~16:00 2日目 8:50~16:50	山口県セミナーパーク 山口市秋穂二島 1062	<b>定員60名 募集中</b>	

[山口労働局長登録第171号]石綿作業主任者技能講習

### 石綿作業主任者技能講習(助成金対象)開催予定

●登録以降、開催を重ねてきましたが、近隣他県からも受講の申し込みが続くなど、瞬く間に定員枠に到達し、受講できない方にご迷惑をおかけしています。1月29日(月)、30日(火)にスターピアくだまつにて開催することを決定し、受付を開始し、既に定員の6割以上応募をいただいています。今後の応募状況次第では、2月にも臨時開催する予定ですので、決まり次第募集開始します。

【開催日程・会場・募集定員】

回	日 時	会 場	募集定員	受講料・送料代(消費税込み)
5	11月23・24日(木・金) 1日目 8:45~16:30 2日目 8:50~15:30	山口県セミナーパーク 山口市秋穂二島 1062	定員到達 募集締切	受講料 12,000円 テキスト代 2,013円
6	12月22・23日(金・土) 1日目 9:15~16:30 2日目 9:20~15:50	下松市勤労者総合福祉センター 下松市潮音町 2-16-8	定員到達 募集締切	
7	1月29・30日(月・火) 1日目 9:30~17:00 2日目 9:20~15:50	スターピアくだまつ 下松市中央町 21-1	<b>定員70名 募集中</b>	

※ 石綿作業主任者技能講習については、石綿関連作業を行う際は選任することが義務付けられ、当センターでは講習機関として登録後、開催を重ねてきましたが、多くの受講希望に応じきれず追加開催を重ねている状況です。当該講習の開催にあたっては専門のDr、保護員の専門家を講師として依頼することから日程確保が難しく、祝祭日や土曜開催とすることがあります。

※ 石綿作業主任者技能講習を修了された方が、続けて石綿調査者講習を受講できるように、開催会場・開催時期を考慮した講習開催しています。石綿作業主任者技能講習を合格見込みとして、二つの講習を同時に申し込むこともできます(合格が必須)。

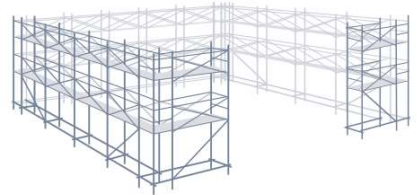
※ 当センターでは講習終了後、直ちに修了試験(考査)を実施し、合格者には即日修了証を交付します。事前に写真添付された申込書の送付をいただかない修了証を作成できませんので、手続きはお早めをお願いします。

◆◆◆ 足場組立等作業に従事される方のための特別教育の開催について ◆◆◆

【足場組立等作業者特別教育】（助成金対象）開催します

● 建設工事を行う際に必要な作業用足場の組立て工事に従事する際に必要な教育です

● 厚生労働省では足場に関する法定の墜落防止措置を定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置を強化する規則が、令和5年10月1日から施行されました（一部規定は令和6年4月1日から施行）。この改正により一側足場の施工に係る規制強化、足場点検者の指名、点検結果の記録内容等の改正が盛り込まれました。



● 足場の組立作業に携わる方には、高さに関係なく、特別教育を行わなければなりません。ご要望により以下により開催します。募集期間が短いのでお早めにお申込みください。

回	日 時	会 場	募集定員	受講料・テキスト代(消費税込み)
1	11月28日(火) 8:50~16:30	下松市勤労者総合福祉センター 下松市潮音町 2-16-8	40人 <b>募集中</b>	受講料 7,000円 テキスト代 946円

石綿含有建材調査結果の記載・届け出方法について

◆ 事前調査結果報告書の作成が終わると、依頼者に報告書を提出し、説明することになります。そして、調査結果内容については、専用の書式に従って、労働基準監督署・保健所へ届け出ることになります。

◆ この届出について、先ずインターネット経由で G-Biz ID へ登録後、工事現場毎に行うことになります。窓口に出向くことなく、お手元のパソコン、スマホで行えますが、より大きな画面の方が入力ミスを防げます。

◆ 入力項目の中で、建築物の新築時の着工日欄がありますが、建物が出来た時の着工日ですので、解体・改修等の工事の着工日ではありません。この日が明らかであれば、石綿が使用されていないことの証明にもなりますので、可能な限り確認することが重要です。なお、平成18年9月以降の着工であれば、現地での目視調査は不要となります。

◆ 石綿含有建材の有・無・みなしの記入をしますが、無の場合はその判断根拠を記載することになり、目視だけでは判定できませんので、他の根拠（データベースでの製造年の確認等）を併せて記載する必要があります。

【呼吸用保護具に係るワンポイント】

● 石綿含有建材の取り扱いを行う時は、保護具の使用が大切となります。特に体に有害な石綿を吸引しないための呼吸用保護具として、マスクの着用は欠かせません。正しいものを選定し、正しく着用する必要があります。

● [レベル1] の吹付石綿の除去作業を行う時は、区分①に該当するマスクとして、電動ファン付きマスク又はエアラインマスク等の送気式マスクの使用が必要となりますが、作業性の高い電動ファン付きマスクの使用が一般的となります。全面タイプのもので半面タイプのもがありますが、メガネの使用によって使い分けてください。



● [レベル3] の石綿含有建材を取り扱う時は、自呼吸式のマスクを使用することも可能ですが、石綿粉じんに対応するフィルターを備えた区分②又は③に相当するものを選定する必要があります。

● 現在供給されているマスクには、国家検定済証が添付されていますので、確認する必要があります。かつて流通していた電動ファン付きマスクにはこの検定済証が張られていない物があり注意が必要です。

● マスクの種類の表示に、[PS3]・[RS3]・[DS2] 等のような表示方法があります。Pは電動ファン付きを意味し、Rは交換式フィルター、Dは使い捨てを意味するもので、3は最も高度なフィルター性能を意味します。よって [レベル1] の吹付石綿の除去作業を行う時は、[PS3] に相当するマスクの使用が基本となります。

◆ 11月 は過労死等防止啓発月間でもあり、長時間労働による心身の負担を軽減することも推奨されています。建設業には、2024年4月以降、原則、月45時間以内、年360時間以内臨時的にこれを超える必要がある場合でも、①1か月45時間を超える残業は年間6回まで、②残業の時間の上限は1年720時間まで、③休日労働と合わせても1か月100時間未満、2~6か月間で平均して80時間以内 となります。ご準備ください◆